

岩手県告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により次の地区に係る県営緊急耐震工事計画を定めた。

なお、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、令和2年6月3日から同月30日まで関係書類を縦覧に供する。

令和2年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
鞍掛沼地区	当該県営緊急耐震工事計画書の写し	一関市役所